

20220316_農業ビジネス研究会_議事録

日 時：2022年3月16日（水）19:00－20:50

場 所：Zoom

テーマ：「地域に広がる農福連携」

発表者：吉田行郷さん（千葉大学大学院園芸学研究院 教授）

参加者：22人

（NPO 法人理事長、農家、農業団体、会社経営者、会社員、大学教員、公務員、
社会保険労務士、学生、行政書士、司法書士など）

目次：

- I 本日の講演の内容
- II 農福連携のこれまでの経緯、取組みパターン
- III 農福連携への期待とその効果
- IV 各地で行われている農福連携の先進事例の紹介
- V 農福連携の取組の地域への拡大の流れと地域経済・社会への効果
- VI まとめ

発表：

I 本日の講演の内容

農業サイドと福祉サイドが連携して農業分野で障害者の働く場をつくろうとする取組である「農福連携」が注目されています。本日は、前半、農福連携の概況を俯瞰した上で、農福連携に対する関係者それぞれの立場からの期待について整理します。後半、各地で行われている代表的な先進事例について紹介します。

II 農福連携のこれまでの経緯、取組みパターン

1. 農福連携の歴史的な経緯

「農福連携」の言葉がなかったころから、既に全国各地で障害者が農作業に携わる取組みが点在していました。これは、高度成長期に、障害者を切り捨てて経済成長を優先させたことの影響と考えています。いわゆるコロニー（社会福祉施設）です。当時、多くの知的障害者が、街部から離れたところにあるコロニーと呼ばれる入所施設に入所し、日中の活動として農業を行うところが少なからずありました。そのころは、障害者と職員が行う農業だけでした。その後、そうした施設でも、レストランなどの経営も行い始め、社会とつながるようになりました。リーマンショックも影響を与えました。不況で、福祉事業所の仕事がなくなりました。他方で、同じ時期に、農業では後継者がいないこと、耕作放棄地の増加が問題になっています。困った者同士が出会いました。そして2010年第一に入って現在まで、農福連携の横展開が広がっています。2010年代後半、農福連携という言葉が定着しました。また、2018年11月、一般社団法人日本農福連携協会が活動を開始し、2019年、農福連携等推進会議（従来の農水省、厚労省の仕組みに法務省、文科省が加わる）が組織されました。

2. 農福連携の定義

農福連携は多様な取組みなので、明確な定義はありません。以前は「農業分野における障害者就労」という言葉は使われていました。「農業サイドと福祉サイドが連携して障害者の働く場をつくろうとする取組み」といえるかもしれません。働く場でなく居場所でも良いかもしれません。2010年、鳥取県庁が農業者と障害福祉サービス事業所をマッチングする「農福連携モデル事業」を開始しました。これが、農福連携という言葉が使われた始まりです。2017年、全国

農福連携推進協議会がカタカナの「ノウフク」を使い始めました。2019年からは、国の制度で、障害者が生産工程に携わった農産物や加工品と認証されれば、「ノウフク JAS」（農水省）マークを表示することができるようになりました。当初は4事業所でしたが、現在は31事業所が認証されています。

3. 農福連携の取組みパターン

以下のパターンが考えられます。

- ①障害福祉サービス事業所。障害者に職員が同行して農家や農業法人の農作業を請負
 - ②障害福祉サービス事業所。自ら農業を行ったり、農業法人を別途立ち上げ併設させる
 - ③農業法人や農家。障害者を雇用したり、障害福祉サービス事業所を別途立ち上げ併設させる
 - ④企業。子会社を設置して農業分野で障害者就労の場を確保
 - ⑤病院やNPO法人等。障害者に農作業に取り組んでもらうことで、身体や精神の状態を良くしていこうとする園芸療法の取組み
- ①と②はボリュームがあります。それらに比べると、③はボリュームがありませんが、有機農業との親和性が高く、今後の増加が期待されます。④はビジネス的です。①～④は働ける障害者の取組ですが、⑤は、働けない障害者のための取組なので、他と異なる方向となります。ただし、取組みは刻々と多様化しています。その対象も身体・知的・精神（発達）の障害者から、ニート、ひきこもり状態の人、認知症高齢者、刑務所出所者などに広がりを見せています。

III 農福連携への期待とその効果

1. 障害者の種類

昔から三障害と呼ばれてきた障害者は、①身体障害者、②知的障害者、③精神障害者と分類されています。手帳を支給しての障害福祉サービスの対象なので、人数が把握されています。これに対して、④発達障害者は新しく障害者として認められたので、そうしたサービスの対象外であり、人数は正確には不明で、色々な試算の数字があります。しかし、発達障害者も農福連携の対象になりますし、むしろ親和性が高いと言われています。

2. 障害者から見た農業の魅力（＝農福連携の効果）

①農産物を生産するという過程がわかりやすく、農産物の成長や収穫の喜びを体感できることです。やりがいを感じやすいです。②汗をかく、体力がつく、ストレスが発散できます。③農作業は細かく分解して切り分けられる可能性が高いので、それぞれの障害特性に合った作業を見付けやすいです。上記の中でも、「②汗をかく、体力がつく、ストレスが発散できること」は、身体障害者にはリハビリテーション効果による身体能力の向上を期待できます。知的障害者には不規則な睡眠や問題行動を減らす効果があり、生活の安定を期待できます。精神障害者には精神的な不安定さに対するリハビリテーション効果を期待できます。発達障害者には問題行動を抱えている人の生活が安定する効果が期待できます。また、いじめなどによる精神的なダメージを受けている人に、精神面でのリハビリテーション効果も期待できます。「③農作業は細かく分解して切り分けられる可能性が高いので、それぞれの障害特性に合った作業を見付けやすいこと」は、身体障害者には判断能力は高く、作業管理で能力を発揮できる人がいます。知的障害者には体力を必要とする作業を苦にしない人がいます。単純な作業でも集中力を持続できる人もいます。精神障害者には判断能力が高い人がいます。農業機械を操作できる人もいます。発達障害者には視覚優位、こだわりがあるといった障害特性を活かして、点検、軽量、細かい作業が得意な人がいます。一人ですべての作業を行う前提では、障害者が一人で行うのは難しいかもしれません。しかし、作業を切り分け、複数の障害者がそれぞれ得意な作業を分

担し合うことで、チームとしてなら対応できます。たとえば、京丸園で雇用されているKさんは、時間はかかるけれど、じっくりゆっくり技術を習得することで健常者に負けないようになることができました。

3. 福祉サイドから見た期待（効果）

障害者のうち、仕事をしている人の数は少ないです。障害者（3障害のみ）は約964万人います。しかし、約93万人しか仕事をしていません。仕事をしたいが仕事ができない人が潜在的にかなり存在しています。また、障害福祉サービス事業所が請け負える作業のパイが減少しています。このため、人手不足の農業者の作業を手伝ったり、引き受け手のいない農地を取得して農業をすることで、障害者が行える仕事を増やそうとしている障害福祉サービス事業所が増加しています。しかしながら、下請け作業の2次請け、3次請け等が多いために（中間で手数料が抜かれる）、障害者の賃金（工賃）は低くなっています。就労継続支援A型事業所では最低賃金が守られていますが、働く仕事量の確保が難しいので月額が安くなっています。就労継続支援B型事業は月額約1.5万円、時間額222円です（令和2年度平均工賃より）。このため、農業者からの作業請負や自主事業として農業をすることで収益を向上させようとする障害福祉サービス事業所が増加傾向にあります。なお、平成22年農地法改正により、企業が農地を借りられるようになりました。社会福祉法人も借りやすくなり、農地制度の見直しが大きな追い風になっています。また、障害福祉サービス事業所の農業分野への進出状況は次のとおりです。厚労省の調査によれば、2019年、全国の就労系の障害福祉サービス事業所のうち16%が何らかの農福連携に取り組んでいます。これは全国平均です。園芸が盛んな県ではさらに多くなります。たとえば長野県ですと、41%になります。

4. 農業サイドから見た期待（効果）

後継者の不足、耕作放棄地の増加が進んでいます。このため、障害福祉サービス事業所に対して農地の引き受け手としての期待が高まっています。営農を続けている農業者でも、農繁期の作業のお手伝いの不足が深刻化しています。大規模農家ほど深刻です。地域のシルバー人材センターも対応できなくなってきました。このため、農繁期の作業の引き受け手として、障害者に対する期待が高まっています。

5. 企業から見た期待

障害者の法定雇用率（2021年3月より2.3%）の達成に向けて、特例子会社の設置数が大企業を中心に増加しています。現在は544社です。とはいえ、先進国では最低の数字です。また、それでも法定雇用率を守れている企業は半数以下です。1976年、障害者の法定雇用が義務化され、1987年、特例子会社の設置が法制化されたという経緯があります。現在、農業分野に進出する特例子会社が増加しています。51社を確認しています。全体の1割ほどです。農業と障害者の相性の良さに企業も気が付いて取組が増えていきます。

IV 各地で行われている農福連携の先進事例の紹介

1. 農福連携の始め方

障害福祉サービス事業所が農家・農業法人等から農作業を請け負い、施設外就労として行うという方法が始めやすく失敗が少ないです。福祉事業所の職員が農業を知らなくても、農家のお手伝いをすると、農家がいろいろと作業の仕方を教えてくれます。障害特性に対する知識がない農家・農業法人等が障害者をいきなり雇うのは難しいです。ところが、施設外就労では、福祉事業所の職員が、農家と障害者の間の「通訳者」として機能してくれます。

2. 類型ごとの具体的な先進事例

①障害福祉サービス事業所と農業法人が障害者による農作業の手伝いを通じてタッグを組む事例

社会福祉法人「無門福祉会」と、株式会社「ストレートアライブ」、農業生産法人「みどりの里」は、愛知県豊田市で、自然栽培米、自然栽培野菜作、イチゴ栽培を行っています。無門福祉会（就労継続支援B型事業）が農業を始めたころ（2006年）は、年間の売上が数万円しかありませんでした。2014年、自然栽培を行うみどりの里と出会ったことが転機となりました。自然栽培の技術を教えてもらうことで、めきめき農業技術が向上し、売上げが増えるようになりました。近隣農家が無門福祉会、みどりの里に農地を貸し付けています。ストレートアライブ（就労継続支援A型事業）は無門福祉会、みどりの里から販売委託されています（作業請負もしています）。ストレートアライブは食品スーパーなどに販売を行っています。地域におけるマッチングができています。

② 農作業請負から農地を借りて農業分野に本格進出した障害福祉サービス事業所

NPO法人「ピアファーム」は、福井県あわら市で、梨、ハウスぶどう、露地野菜、ハウス野菜を栽培し、農産物の直売を行っています。高齢の梨農家のお手伝いから始めました。お手伝いをするうちに、自主事業で農業をしたらもっと障害者の工賃を上げられるのではないかと考えるようになり、農地を借りて自ら農業をすることになりました。現在、6haで果樹園芸を行っています。6次産業化、ぶどう観光農園も行っています。近隣の高齢農家から農地の借り入れを進めています。

③障害者による農作業の手伝いから、障害福祉サービス事業所の別途立ち上げ・併設に発展させた農業法人

株式会社「おおもりの農園」は、岡山県岡山市で、水耕栽培、ハウスイチゴ栽培を行っています。水耕栽培を開始し、福祉施設から障害者施設外就労から受け入れました。その後、職員の移動で、この施設外就労ができなくなり、困っていたところに、おおもりの農園の息子さんがUターンしてきました。この方に、農家はやりたくないが、福祉はやってみたいとの希望があったので、NPO法人「杜の家」を設立し、代表になってもらいました。このNPO法人が就労継続支援A型事業所となりました。就労継続支援B型事業所も併合しました。また、放課後児童デイサービスも開所しました。ただの新規就農者だったのに、今では、福祉の専門家です。

③ 帝人ソレイユ我孫子農場

帝人の特例子会社です。まずは胡蝶蘭という付加価値の高い農産物により収益基盤を設けて、赤字でも大事な部門として露地栽培を行い、トータルで収支トントンを目指しています。食用バラも栽培もを行っています。黒字化が見込める取組みが出色です。ほぼ支援員不在の体制を構築しました。

④ 障害者のケアを行いつつ、障害や世代を超えてふれあえる体験農園を運営するNPO法人与自然と風の舎

同NPO法人が運営する「こえどファーム」は、埼玉県川越市で、障害者のケアのため体験農園（露地野菜等）を運営しています。有機無農薬のヘチマ、ハウレンソウを栽培しています。高齢者、子供達のための体験農園でしたが、精神病院の退院者の受け入れをきっかけに障害者も受け入れるようになりました。

V 農福連携の取組の地域への拡大の流れと地域経済・社会への効果

1. 社会福祉法人こころん（福島県泉崎村、就労継続支援 A 型事業所、就労継続支援 B 型事業所）

就労支援事業所で味噌や漬物の商品開発と販売を行っています。2006 年、自己資金で直売所・カフェ「こころん」を開設しました。地域のエース級の農家の野菜が揃っています。養鶏も行っており、廃鶏の肉でカレーのレトルトパックを作っています。直売所での販売を通して、周辺の農家や農業生産法人との関わりを強化しました。2008 年、人手が足りない農業経営体に出向いて農作業に従事する施設外就労を開始しました。地域における自分達によるマッチングです。2010 年、養鶏農家が高齢化のため廃業するのを受けて、養鶏所の経営だけでなく、農家が長年培ってきた配合飼料等のノウハウも引き継ぎました。現在、1000～1500 羽規模の平飼いに切り替えています。有機農業の技術指導を受け、2011 年、自ら露地野菜を生産する「こころんファーム」を開設しました。遊休農地を開拓・再利用して経営面積を拡大し（2019 年で 3ha）、無農薬の有機栽培で野菜・豆類を栽培しています。現在は、自然栽培米の米も生産しています（1ha）。いろいろな事業を行うことで、障害者にいろんな仕事を作り出しています。もちろん一朝一夕ではなく、15 年をかけて、じわじわと地域との関係を構築してきた結果です。

社会福祉法人こころんの地域経済・社会への効果への影響としては、①雇用創出効果が挙げられます。2018 年時点で、若者を含む常勤職員 23 名、パート 15 名の雇用を創出しました。61 人の障害者の就労の場を創出しました。②耕作放棄地の減少効果も挙げられます。農地 3ha は離農した高齢農家約 17 戸から借り受けました。また、30a の耕作放棄地を 5 戸の離農した農家から購入し、養鶏場を新設しました。③雇用労働力不足も挙げられます。施設外就労で 4 農園、2JA から農作業を受託しています。④地域住民等に対する交流の場の提供も挙げられます。直売所・カフェを通じての交流だけでなく、農業高校、大学、幼稚園、保育園の体験交流の受入れも実施しています。

VI まとめ

農福連携による効果としては、障害者本人が期待した効果（仕事の意味・やり甲斐、汗をかく喜び・体力がつく・ストレス発散、障害特性に合った作業）が現れています。また、福祉サイド・農業サイド・企業サイドが期待した効果も、それぞれ現れています。加えて、障害者の働く場所、居場所を作るだけでなく、地域の経済・社会になくてはならない存在になっています。

全国的に見た今後の可能性と方向性としては、障害者の就業場所が不足し、就労する能力があるにもかかわらず自宅待機を余儀なくされている地域が存在しています。これに対して農業で就業先を作れる可能性があります。また、障害特性から、他業種では就業できなかった障害者が多様な仕事がある農業分野では障害特性に合った働き場所を見付けられる可能性もあります。農作業を行うことで、精神疾患の症状が改善したり、知的障害者の集中力や根気が付くとの現場の声もあります。他産業で就業が可能になる可能性もあります。すなわち、農福連携を推進することで、障害者の働ける場所、居場所をさらに質量ともに拡大させることが可能といえます。

実践や支援に当たって留意すべきことが、農業関係者の障害者に対する誤解（農業はいろいろなことを 1 人でやらないといけない）、福祉関係者・障害者の保護者の農業に対する誤解（農業は環境的・体力的にきつい。障害者は集中力が続かず、また複雑な作業ができない）です。農福連携の事実を知って、考えを変えてもらう必要があります。1 人で何でもやらなくても、作業を分担し、任された作業に周流して取り組むことで、障害者は農業ができます。作業を切り分けることで、農作業のお手伝いができます。ちょっとした配慮や作業の見える化といった工夫で、障害者が行える作業を大きく増やすことができます。

では、何から始めたら良いでしょうか？ たたとえば、いも堀りを一緒にしてみませんか？で、

かまいません。まずは農業との関り、障害者との関りから始めてみましょう。そうした「はじめの一步」(ファーストステップ)が重要です。セカンドステップは、たとえば、後継者のいない農家のお手伝いを続けて、信頼を得て、その農家が農業をリタイアするときに農地を借り受けるなどです。農家とのつながりにより、技術指導や農地借入れなどの機会をいただくことができます。逆に、手伝ってもらっていた障害者をずっと一緒に働くパートナーとして雇用することもセカンドステップです。

最後になりますが、どのような立派な先進事例でも、交流イベントや農作業体験、ちょっとした農作業のお手伝いなどを通じ、まずは農業や障害者と関わり始め、さらに、現在の立派な取組みを実現するには、かなりの年数がかかっていることです。これは知っておく必要があります。まずは、「はじめの一步」が何より大事です。

以上